

議題 2

令和 3 年度活動計画（案） について

1 通常総会

開催日時：令和 3 年 6 月 1 4 日（月） 1 3 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0

開催場所：オンライン（Z o o m）及び

大阪合同庁舎第 1 号館 第 1 別館 3 階 3 0 4 共用会議室

予定議題：（1）令和 2 年度活動報告

（2）令和 3 年度活動計画（案）

（3）規約の改正

（4）その他

対 象 者：規約別表 1 及び別表 2 に掲げる構成員

備 考：原則オンライン開催とする。

2 幹事会

<第 1 回>

開催日時：令和 3 年 5 月 2 7 日（木） 1 3 : 3 0 ~ 1 4 : 3 0

開催場所：オンライン（Z o o m）及び

大阪合同庁舎第 1 号館 第 1 別館 3 階 3 0 4 共用会議室

議 題：（1）令和 2 年度活動報告

（2）令和 3 年度活動計画（案）

（3）規約の改正

（4）その他

対 象 者：規約別表 3 に掲げる構成員

備 考：原則オンライン開催とする。

3 講習会

目 的：用地取得業務等に携わる市町村等の職員に対して、所有者探索の方法や所有者が不明の場合の解決方法などの知識を付与し、当該職員の資質の向上を図る。

対 象 者：近畿地方整備局管内の市町村職員

開催時期：第 3 四半期（1 ~ 2 h 程度）

開催場所：各府県 1 箇所で開催

会場規模：各府県管内の市町村参加予定者が聴講できる規模

講義内容：制度の内容や市町村担当者の実務など令和 2 年度実施のアンケート調査結果を踏まえて、各構成員と調整のうえ設定

(講義の例)

- ・土地所有者等の探索方法について
- ・長期相続未了土地の解消方法について
- ・所有者不明土地問題に関する国の取り組みについて

講師：設定した講義内容に応じて、各構成員と調整のうえ設定
(士業団体・法務局等)

費用：講師の謝金、旅費は、国土交通省にて予算措置されているが、会場借上料及び資料の印刷費用は予算措置されていません。

※会場の確保及び資料の印刷をお願いいたします。

各府県において、無償で使用できる会場(府県や市町村等の会議室など)の確保をお願いいたします。

講師のご都合もあるため、10月～11月のうち、3～4日程度の候補日を抑えていただき、7月中を目処に事務局までお知らせください。

※今後のコロナ対応方針によりオンライン等他の開催方法となる可能性がありますので、ご了承ください。

4 講演会

目的：所有者不明土地問題について幅広い知識がある学識経験者等の専門家やシンクタンク等の研究者を講師として、構成員等の理解の向上を図る。

対象者：構成員・近畿地方整備局管内の市町村職員・報道関係者・一般参加者（但し、会場の都合による）

開催時期：第3四半期（2～3h程度）

開催場所：大阪市内

会場規模：数百名程度（事務局にて確保します。）

講演内容：用地事務や所有者不明土地に関連したテーマを予定

講演内容の設定は、事務局から提案しますが、特段のご意見・ご要望があれば、あらかじめお知らせ下さい。

講演内容の一つとして、本年度、民法等が改正されたことから、民法等改正に関する講演を考えております。

(講演テーマの例)

- ・民法・不動産登記法の改正について
- ・所有者不明土地の先進事例について
- ・最近の土地政策の動きについて

講師：事務局にて選定します。

講師の選定は、事務局から提案しますが、特段のご意見・ご要望があれば

ば、あらかじめお知らせ下さい。

民法等改正に関する講演は法務局へ依頼することを考えております。

※今後のコロナ対応方針によりオンライン等他の開催方法となる可能性がありますので、ご了承ください。

5 地域福利増進事業に関する作業部会の活動について

内 容：地域福利増進事業における裁定手続きの判断基準など業務に関する実務レベルでの情報共有と意見交換等を実施する。

※各府県においては、以下のことについて情報提供と意見の提出をお願いします。

- ・地域福利増進事業の実施状況（モデル事業含む）について、ご提供下さい。
- ・地域福利増進事業における裁定手続きの準備状況について、ご提供下さい。
- ・その他、地域福利増進事業に関する作業部会において、検討もしくは議論したいことがあればご提案下さい。

6 所有者不明土地問題に関する広報

内 容：実施方法については、構成員が共同または連携して実施できる広報のあり方を検討並びに広報活動についての意見交換及び情報共有

※以下のことについて情報提供と意見の提出をお願いします。

・各府県及び政令市での広報

所有者不明土地問題に関して各府県及び政令市が実施した広報活動及び今後実施する予定の広報活動を事務局までお知らせ下さい。

・協議会としての広報

所有者不明土地問題に関する協議会として実施する広報について、ご意見あればお願いします。

7 活動にかかる予算措置

活動経費については、各構成員から分担金等の徴収は行わない。

なお、上記3，4の実施については、国土交通省において予算措置済み。

所有者不明土地法の円滑な運用に向けた地域支援の予算額

：17.5百万円（国交省全体）